

# 自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)の開示

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

## ■ 自己資本の構成に関する開示事項

### 1. 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和4年 9月期	令和5年 9月期
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	39,844	40,725
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	33,074	33,956
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	9	21
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	9	21
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	426	431
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	426	431
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積の永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	164	82
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	76	40
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 40,520	41,301
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	488	433
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	488	433
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 488	433
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 40,031	40,868
<b>リスク・アセット等（3）</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	467,612	485,684
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	40	40
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	40	40
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,736	22,196
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 489,348	507,880
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.18	8.04

## 2. 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和4年 9月期	令和5年 9月期
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	39,202	40,064
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	32,433	33,294
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	419	421
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	419	421
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	164	82
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	39,787	40,567
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	502	443
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	502	443
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	502	443
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	39,285	40,123
<b>リスク・アセット等（3）</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	467,776	485,477
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	40	40
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	40	40
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,285	21,756
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	489,061	507,234
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.03	7.91

## ■ 定量的な開示事項

### 1. 自己資本の充実度に関する事項

#### (1) 所要自己資本の額 (注)

(単位：百万円)

項 目	令和4年9月期		令和5年9月期	
	連結	単体	連結	単体
<b>信用リスク・アセット</b>	<b>18,704</b>	<b>18,711</b>	<b>19,427</b>	<b>19,419</b>
資産（オン・バランス）項目	18,670	18,677	19,395	19,386
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	2	2	2	2
我が国の政府関係機関向け	1	1	1	1
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45	45	39	39
法人等向け	3,099	3,375	3,166	3,452
中小企業等向け及び個人向け	9,608	9,608	10,048	10,048
抵当権付住宅ローン	2,445	2,445	2,529	2,529
不動産取得等事業向け	1,851	1,851	1,962	1,962
三月以上延滞等	59	59	40	40
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	79	79	88	88
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	183	186	183	186
（うち出資等のエクスポージャー）	183	186	183	186
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
上記以外	1,262	990	1,285	988
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	190	190	180	180
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	212	212	208	209
（うち上記以外のエクスポージャー）	860	587	896	598
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	30	30	45	45
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1	1	1	1
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により	-	-	-	-
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オフ・バランス取引等項目	31	31	30	30
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
短期の貿易関連偶発債務	0	0	0	0
特定の取引に係る偶発債務	-	-	0	0
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	-	-	-	-
N I F又はR U F	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	-	-	-	-
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	20	20	20	20
（うち借入金の保証）	20	20	20	20
（うち有価証券の保証）	-	-	-	-
（うち手形引受）	-	-	-	-
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	-	-	-	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額（△）	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-	-	-	-
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	8	7	7
派生商品取引	1	1	1	1
外為関連取引	0	0	0	0
金利関連取引	1	1	0	0
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	0	0	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
C V Aリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	2	2	2	2
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
<b>オペレーショナル・リスク（基礎的手法）</b>	<b>869</b>	<b>851</b>	<b>887</b>	<b>870</b>
<b>総所要自己資本額</b>	<b>19,573</b>	<b>19,562</b>	<b>20,315</b>	<b>20,289</b>

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び主な種類別の内訳

(連結)

(単位：百万円)

区分	令和4年9月期 信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー (注)	
国内	1,338,793	959,322	134,378	227	3,082
海外	-	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>1,338,793</b>	<b>959,322</b>	<b>134,378</b>	<b>227</b>	<b>3,082</b>
製造業	42,790	41,685	1,104	-	439
農業、林業	1,213	1,163	50	-	4
漁業	410	410	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	234	234	-	-	-
建設業	42,384	42,034	350	-	35
電気・ガス・熱供給・水道業	2,632	2,632	-	-	-
情報通信業	2,223	2,223	-	-	-
運輸業、郵便業	14,290	10,283	4,007	-	79
卸売業、小売業	54,110	53,360	750	-	420
金融業、保険業	30,383	19,933	5,627	227	-
不動産業、物品賃貸業	51,773	51,723	50	-	83
宿泊業、飲食サービス業	15,304	14,994	310	-	157
学術研究、専門・技術サービス業	11,878	11,628	250	-	534
生活関連サービス業、娯楽業	6,887	6,887	-	-	-
教育、学習支援業	1,994	1,994	-	-	-
医療、福祉	55,859	55,859	-	-	129
サービス業	17,273	17,223	50	-	67
地方公共団体	329,937	208,108	121,828	-	-
その他	657,208	416,937	-	0	1,130
<b>業種別合計</b>	<b>1,338,793</b>	<b>959,322</b>	<b>134,378</b>	<b>227</b>	<b>3,082</b>
1年以下	178,337	156,353	17,297	91	-
1年超3年以下	64,710	41,708	22,992	10	-
3年超5年以下	55,821	44,777	11,027	15	-
5年超7年以下	59,550	41,346	18,203	-	-
7年超10年以下	159,873	129,612	30,231	30	-
10年超	573,696	538,989	34,626	80	-
期間の定めのないもの	246,803	6,533	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,338,793</b>	<b>959,322</b>	<b>134,378</b>	<b>227</b>	<b>-</b>

(単位：百万円)

区分	令和5年9月期 信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー (注)	
国内	1,354,115	958,018	135,111	172	2,731
海外	-	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>1,354,115</b>	<b>958,018</b>	<b>135,111</b>	<b>172</b>	<b>2,731</b>
製造業	43,474	42,369	1,104	-	204
農業、林業	1,256	1,206	50	-	3
漁業	378	378	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	216	216	-	-	-
建設業	44,113	43,763	350	-	33
電気・ガス・熱供給・水道業	2,188	2,188	-	-	-
情報通信業	2,369	2,369	-	-	10
運輸業、郵便業	13,524	10,321	3,202	-	371
卸売業、小売業	54,667	53,766	900	-	244
金融業、保険業	28,099	19,372	4,707	172	-
不動産業、物品賃貸業	52,130	52,080	50	-	73
宿泊業、飲食サービス業	14,734	14,324	410	-	144
学術研究、専門・技術サービス業	10,464	10,214	250	-	520
生活関連サービス業、娯楽業	7,429	7,429	-	-	-
教育、学習支援業	3,098	3,098	-	-	-
医療、福祉	56,188	56,188	-	-	127
サービス業	17,218	17,168	50	-	10
地方公共団体	311,191	187,156	124,035	-	-
その他	691,371	434,404	-	0	986
<b>業種別合計</b>	<b>1,354,115</b>	<b>958,018</b>	<b>135,111</b>	<b>172</b>	<b>2,731</b>
1年以下	159,187	143,138	12,145	57	-
1年超3年以下	48,330	31,510	16,812	6	-
3年超5年以下	77,116	49,280	27,827	8	-
5年超7年以下	93,147	65,348	27,769	30	-
7年超10年以下	121,588	108,122	13,466	-	-
10年超	590,588	553,429	37,089	69	-
期間の定めのないもの	264,155	7,189	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,354,115</b>	<b>958,018</b>	<b>135,111</b>	<b>172</b>	<b>-</b>

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(単体)

(単位：百万円)

区 分		令和4年9月期				
		信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	内 国	1,338,916	966,216	134,378	227	3,082
	外 海	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,338,916	966,216	134,378	227	3,082
業 種 別	製 造 業	42,790	41,685	1,104	-	439
	農 業、林 業	1,213	1,163	50	-	4
	漁 業	410	410	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	234	234	-	-	-
	建設業	42,384	42,034	350	-	35
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,632	2,632	-	-	-
	情報通信業	2,223	2,223	-	-	-
	運輸業、郵便業	14,290	10,283	4,007	-	79
	卸売業、小売業	54,110	53,360	750	-	420
	金融業、保険業	30,383	19,933	5,627	227	-
	不動産業、物品賃貸業	58,667	58,617	50	-	83
	宿泊業、飲食サービス業	15,304	14,994	310	-	157
	学術研究、専門・技術サービス業	11,878	11,628	250	-	534
	生活関連サービス業、娯楽業	6,887	6,887	-	-	-
	教育、学習支援業	1,994	1,994	-	-	-
	医療、福祉	55,859	55,859	-	-	129
	サービス業	17,273	17,223	50	-	67
	地方公共団体	329,937	208,108	121,828	-	-
	その他	650,436	416,937	-	0	1,130
	業 種 別 合 計		1,338,916	966,216	134,378	227
残 存 期 間 別	1 年 以 下	178,477	156,493	17,297	91	-
	1 年 超 3 年 以 下	66,558	43,556	22,992	10	-
	3 年 超 5 年 以 下	59,106	48,063	11,027	15	-
	5 年 超 7 年 以 下	61,073	42,870	18,203	-	-
	7 年 超 10 年 以 下	159,873	129,612	30,231	30	-
	10 年 超	573,794	539,087	34,626	80	-
	期間の定めのないもの	240,031	6,533	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		1,338,916	966,216	134,378	227	-

(単位：百万円)

区 分		令和5年9月期				
		信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	内 国	1,353,857	965,161	135,111	172	2,731
	外 海	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,353,857	965,161	135,111	172	2,731
業 種 別	製 造 業	43,474	42,369	1,104	-	204
	農 業、林 業	1,256	1,206	50	-	3
	漁 業	378	378	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	216	216	-	-	-
	建設業	44,113	43,763	350	-	33
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,188	2,188	-	-	-
	情報通信業	2,369	2,369	-	-	10
	運輸業、郵便業	13,524	10,321	3,202	-	371
	卸売業、小売業	54,667	53,766	900	-	244
	金融業、保険業	28,099	19,372	4,707	172	-
	不動産業、物品賃貸業	59,272	59,222	50	-	73
	宿泊業、飲食サービス業	14,734	14,324	410	-	144
	学術研究、専門・技術サービス業	10,464	10,214	250	-	520
	生活関連サービス業、娯楽業	7,429	7,429	-	-	-
	教育、学習支援業	3,098	3,098	-	-	-
	医療、福祉	56,188	56,188	-	-	127
	サービス業	17,218	17,168	50	-	10
	地方公共団体	311,191	187,156	124,035	-	-
	その他	683,970	434,404	-	0	986
	業 種 別 合 計		1,353,857	965,161	135,111	172
残 存 期 間 別	1 年 以 下	159,524	143,475	12,145	57	-
	1 年 超 3 年 以 下	50,007	33,188	16,812	6	-
	3 年 超 5 年 以 下	81,008	53,171	27,827	8	-
	5 年 超 7 年 以 下	94,294	66,495	27,769	30	-
	7 年 超 10 年 以 下	121,588	108,122	13,466	-	-
	10 年 超	590,678	553,519	37,089	69	-
	期間の定めのないもの	256,755	7,189	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		1,353,857	965,161	135,111	172	-

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額

## ア. 中間期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年9月期						令和5年9月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高
一 般 貸 倒 引 当 金	385	40	426	381	38	419	407	24	431	397	23	421
個 別 貸 倒 引 当 金	3,414	248	3,662	3,393	237	3,630	3,902	△271	3,631	3,867	△270	3,596
合 計	3,800	288	4,088	3,774	276	4,050	4,309	△247	4,062	4,264	△247	4,017

## イ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和4年9月期						令和5年9月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高
内 国	3,414	248	3,662	3,393	237	3,630	3,902	△271	3,631	3,867	△270	3,596
外 海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	3,414	248	3,662	3,393	237	3,630	3,902	△271	3,631	3,867	△270	3,596
製 造 業	692	29	722	692	29	722	769	△311	458	769	△311	458
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	391	8	400	391	8	400	396	15	412	396	15	412
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	4	4	-	4	4	10	△0	10	10	△0	10
運 輸 業、郵 便 業	428	△18	409	428	△18	409	383	△15	368	383	△15	368
卸 売 業、小 売 業	524	38	563	524	38	563	506	△86	419	506	△86	419
金 融 業、保 険 業	5	△0	5	5	△0	5	5	△0	5	5	△0	5
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	136	23	159	136	23	159	169	4	173	169	4	173
宿 泊 業、飲 食 サービス業	194	10	204	194	10	204	226	20	247	226	20	247
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス業	206	52	259	206	52	259	536	△14	521	536	△14	521
生 活 関 連 サービス業、娯 楽 業	20	4	25	20	4	25	38	-	38	38	-	38
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	73	0	74	73	0	74	76	△1	74	76	△1	74
サ ー ビ ス 業	98	2	100	98	2	100	61	△22	38	61	△22	38
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	641	90	731	620	79	700	721	139	861	686	140	826
業 種 別 合 計	3,414	248	3,662	3,393	237	3,630	3,902	△271	3,631	3,867	△270	3,596

## (3) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年9月期		令和5年9月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
製 造 業	-	-	3	3
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	-	-	-	-
宿 泊 業、飲 食 サービス業	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス業	-	-	-	-
生 活 関 連 サービス業、娯 楽 業	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	9	9
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-
そ の 他	11	11	2	2
合 計	11	11	15	15

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (注1)

(単位：百万円)

区 分(注2)	令和4年9月期				令和5年9月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	625,609	-	625,609	-	613,418	-	613,418
10%	7,331	20,488	7,331	20,488	6,718	22,720	6,718	22,720
20%	8,807	2,298	8,807	2,298	8,280	2,020	8,280	2,020
35%	-	174,248	-	174,248	-	180,386	-	180,386
50%	12,396	1,586	12,396	1,586	13,519	1,801	13,519	1,801
75%	100	316,014	100	316,014	100	330,776	100	330,776
100%	2,831	147,020	2,831	147,136	2,146	151,849	2,146	151,580
150%	-	540	-	540	-	387	-	387
250%	-	3,309	-	3,316	-	3,173	-	3,184
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	31,467	1,291,116	31,467	1,291,239	30,766	1,306,536	30,766	1,306,279

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーはリスク削減手法適用後のリスク・ウェイトにより区分しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (注)

(単位：百万円)

区 分	令和4年9月期		令和5年9月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
適 格 金 融 資 産 担 保	9,041	9,041	9,631	9,631
現 金 及 び 自 行 預 金	8,897	8,897	9,446	9,446
適 格 債 券	-	-	-	-
適 格 株 式	143	143	184	184
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ	37,738	37,738	33,328	33,328
適 格 保 証	37,738	37,738	33,328	33,328

(注) 当行は、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式  
カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの額 (注)

(単位：百万円)

区 分	令和4年9月期		令和5年9月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
派 生 商 品 取 引	83	83	49	49
外 国 為 替 関 連 取 引	74	74	49	49
金 利 関 連 取 引	9	9	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-	-	-

(注) 長期決済期間取引はありません。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前及び勘案後の与信相当額 (注1)

(単位：百万円)

区 分	令和4年9月期				令和5年9月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後
派 生 商 品 取 引(注2)	227	227	227	227	172	172	172	172
外 国 為 替 関 連 取 引	81	81	81	81	54	54	54	54
金 利 関 連 取 引	126	126	126	126	115	115	115	115
クレジット・デリバティブ取引	19	19	19	19	2	2	2	2

(注) 1. 長期決済期間取引はありません。  
2. 派生商品取引に対する担保はありません。

(4) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

区 分	令和4年9月期		令和5年9月期		
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)	
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	197	197	29	29
	プロテクションの提供	-	-	-	-

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 中間（連結）貸借対照表計上額（時価）、評価損益

（単位：百万円）

区 分	令和4年9月期				令和5年9月期			
	（連結）		（単体）		（連結）		（単体）	
	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益
上場している出資等又は株式等	11,404	6,854	11,404	6,854	13,660	9,109	13,660	9,109
上記に該当しない出資等又は株式等	45	-	120	-	45	-	120	-
合 計	11,450	6,854	11,525	6,854	13,706	9,109	13,781	9,109

(2) 売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	令和4年9月期		令和5年9月期	
	（連結）	（単体）	（連結）	（単体）
売却による損益額	-	-	-	-
償却による損益額	△ 20	△ 20	-	-
合 計	△ 20	△ 20	-	-

(3) 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額  
該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

区 分	令和4年9月期		令和5年9月期	
	（連結）	（単体）	（連結）	（単体）
ルック・スルー方式（注1）	1,104	1,103	1,468	1,467
マンデート方式（注2）	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）（注3）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（注4）	-	-	-	-
合 計	1,104	1,103	1,468	1,467

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、「保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
2. 「マンデート方式」とは、(注) 1 が適用できない場合に、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式」とは、(注) 1 及び2 が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
4. 「フォールバック方式」とは、上記の方式がすべて適用できない場合、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

8. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和5年9月期	令和4年9月期	令和5年9月期	令和4年9月期
1	上方パラレルシフト	2,161	4,349	1,275	2,054
2	下方パラレルシフト	0	0	5,399	4,778
3	スティープ化	6,392	7,845		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,392	7,845	5,399	4,778
		ホ		ヘ	
		令和5年9月期		令和4年9月期	
8	自己資本の額	40,123		39,285	

- (注) 1. 連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。
2. 外貨については、重要性の観点より対象外としています。